

基本計画書

基本計画																																																									
事項	記入欄						備考																																																		
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更																																																								
フリガナ設置者	コリツダガクホクジンシマネガク 国立大学法人島根大学																																																								
フリガナ大学の名称	シマネガク 島根大学 (Shimane University)																																																								
大学本部の位置	島根県松江市西川津町1060番地																																																								
大学の目的	豊かな人間性と倫理性を備え、広い知識と高度な専門性を有して、地域社会・国際社会に貢献できる人材を養成する教育・研究を行う。																																																								
新設学部等の目的	島根県内の医師充足率は82.1%であり、中山間地・離島をはじめとした地域における医師不足状況は続き、県西部地区の充足率は東部地区に比べ低く、医療の地域間格差は依然として大きな問題である。島根県の医師不足の解消と定着率の向上に対して継続して取り組む必要があることから、令和元年度に認可を受けた臨時的な定員数を上限とした令和4年度までの1年間の再度の定員増を行うものである。																																																								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地																																																	
	医学部 医学科 計	6	102 (90) 102 (90)	3年次 5 2年次 5 3年次 5 2年次 5	652 (585) 652 (585)	学士(医学)	令和4年4月 第1年次	島根県出雲市塩冶町 89-1																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(人)</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">第1年次 定員</th> <th style="text-align: center;">第2年次 定員</th> <th style="text-align: center;">第3年次 定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">102</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">652</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">102</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">652</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">640</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">633</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">621</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">609</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">597</td> </tr> </tbody> </table>										(人)	入学定員	第1年次 定員	第2年次 定員	第3年次 定員	収容定員	令和3年度	102	5	5	5	652	令和4年度	102	5	5	5	652	令和5年度	90	5	5	5	640	令和6年度	90	5	5	5	633	令和7年度	90	5	5	5	621	令和8年度	90	5	5	5	609	令和9年度	90	5	5	5	597
(人)	入学定員	第1年次 定員	第2年次 定員	第3年次 定員	収容定員																																																				
令和3年度	102	5	5	5	652																																																				
令和4年度	102	5	5	5	652																																																				
令和5年度	90	5	5	5	640																																																				
令和6年度	90	5	5	5	633																																																				
令和7年度	90	5	5	5	621																																																				
令和8年度	90	5	5	5	609																																																				
令和9年度	90	5	5	5	597																																																				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	《研究科の専攻の設置》 自然科学研究科博士後期課程 (15名) 創成理工学専攻 (15) (令和2年4月届出) 人間科学研究科修士課程 (25名) 社会創成専攻 (15) (令和3年4月届出) 臨床心理学専攻 (10) (令和3年4月届出)																																																								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数																																																			
	—	講義	演習	実験・実習	計																																																				
		— 科目	— 科目	— 科目	— 科目	— 単位																																																			

教 員 組 織 の 概 要	学 部 等 の 名 称	専任教員等					兼 任 教 員 等	
		教授	准教授	講師	助教	計		
新 分 設	医学部医学科	45 (45)	24 (24)	9 (9)	63 (63)	141 (141)	3 (3)	160 (160)
	計	45 (45)	24 (24)	9 (9)	63 (63)	141 (141)	3 (3)	160 (160)
既 設	法文学部法経学科	7 (7)	5 (5)	6 (6)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	13 (13)
	法文学部社会文化学科	8 (8)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	11 (11)
既 設	法文学部言語文化学科	6 (6)	12 (12)	3 (3)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	9 (9)
	教育学部学校教育課程	34 (34)	16 (16)	9 (9)	2 (2)	61 (61)	0 (0)	29 (29)
既 設	人間科学部人間科学科	8 (8)	10 (10)	7 (7)	2 (2)	27 (27)	0 (0)	4 (4)
	医学部看護学科	6 (6)	3 (3)	5 (5)	9 (9)	23 (23)	1 (1)	68 (68)
既 設	総合理工学部物理・マテリアル工学科	9 (9)	6 (6)	1 (1)	5 (5)	21 (21)	0 (0)	165 (165)
	総合理工学部物質化学科	8 (8)	8 (8)	2 (2)	6 (6)	24 (24)	1 (1)	138 (138)
既 設	総合理工学部地球科学科	5 (5)	6 (6)	1 (1)	2 (2)	14 (14)	0 (0)	146 (146)
	総合理工学部数理科学科	7 (7)	3 (3)	3 (3)	2 (2)	15 (15)	0 (0)	128 (128)
既 設	総合理工学部知能情報デザイン学科	5 (5)	3 (3)	1 (1)	5 (5)	14 (14)	0 (0)	128 (128)
	総合理工学部機械・電気電子工学科	6 (6)	6 (6)	2 (2)	4 (4)	18 (18)	0 (0)	139 (139)
既 設	総合理工学部建築デザイン学科	4 (4)	2 (2)	0 (0)	4 (4)	10 (10)	0 (0)	151 (151)
	生物資源科学部生命科学科	13 (13)	11 (11)	0 (0)	4 (4)	28 (28)	0 (0)	71 (71)
既 設	生物資源科学部農林生産学科	7 (7)	12 (12)	0 (0)	5 (5)	24 (24)	0 (0)	83 (83)
	生物資源科学部環境共生科学科	10 (10)	9 (9)	1 (1)	12 (12)	32 (32)	0 (0)	86 (86)
既 設	生物資源科学部附属生物資源教育研究センター	1 (1)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	4 (4)	0 (0)	0 (0)
	地域未来協創本部 教育・学生支援本部 研究・学術情報本部 グローバル化推進本部 オープンイノベーション推進本部 山陰法実務教育研究センター こころとそだちの相談センター 次世代たたら協創センター	20 (20)	18 (18)	9 (9)	28 (28)	75 (75)	0 (0)	77 (77)
分 計	計	164 (164)	139 (139)	51 (51)	91 (91)	445 (445)	2 (2)	1,446 (1,446)
	合 計	209 (209)	163 (163)	60 (60)	154 (154)	586 (586)	5 (5)	1,606 (1,606)
教 員 以 外 の 職 員 の 概 要	職 種	専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員	人		人		人		
	技 術 職 員	306 (306)		0 (0)		306 (306)		
	図 書 館 専 門 職 員	1,322 (1,322)		0 (0)		1,322 (1,322)		
	そ の 他 の 職 員	12 (12)		0 (0)		12 (12)		
計	1,641 (1,641)		0 (0)		1,641 (1,641)		大学全体	

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
	校 舎 敷 地	261,438㎡	0㎡	0㎡	261,438㎡					
	運 動 場 用 地	90,630㎡	0㎡	0㎡	90,630㎡					
	小 計	352,068㎡	0㎡	0㎡	352,068㎡					
	そ の 他	6,126,723㎡	0㎡	0㎡	6,126,723㎡					
合 計	6,478,791㎡	0㎡	0㎡	6,478,791㎡						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
		137,677㎡ (137,677㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	137,677㎡ (137,677㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	125室	61室	319室	8室 (補助職員 0人)	3室 (補助職員 0人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数		大学全体				
		大学全体		526 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体		
	大学全体	977,594 〔222,340〕 (977,594 〔222,341〕)	14,520 [4,561] (14,520 〔4,561〕)	7,196 [5,723] (7,196 〔5,724〕)	7,171 (7,171)	30,355 (30,355)	19 (19)			
	計	977,594 〔222,340〕 977,594 〔222,340〕	(14,520 〔4,561〕) (14,520 〔4,561〕)	7,196 [5,723] (7,196 〔5,723〕)	7,171 (7,171)	30,355 (30,355)	19 (19)			
図 書 館		面 積		閲 覧 座 席 数	収 納 可 能 冊 数			大学全体		
		8,645㎡		824	911,450					
体 育 館		面 積		体 育 館 以 外 の ス ポ ー ツ 施 設 の 概 要				大学全体		
		3,915㎡		野 球 場 2 面 テ ニ ス コ ー ト 15 面						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次	国費（運営費交付金）による。	
	経 費 の 見 積 り	教員 1 人 当 り 研 究 費 等	-	-	-	-	-	-		-
		共 同 研 究 費 等	-	-	-	-	-	-		-
		図 書 購 入 費	-	-	-	-	-	-		-
		設 備 購 入 費	-	-	-	-	-	-		-
	学 生 1 人 当 り 納 付 金	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次			
- 千 円		- 千 円	- 千 円	- 千 円	- 千 円	- 千 円	- 千 円			
学 生 納 付 金 以 外 の 維 持 方 法 の 概 要		-								

既設	大学の名称	島根大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
大	法文学部	年	人	年次人	人		1.07		島根県松江市西川津町1060
	法経学科	4	80	—	330	学士(法経)	1.06	平成16年度	
	社会文化学科	4	50	—	220	学士(社会科学)	1.10	平成16年度	
	言語文化学科	4	55	—	230	学士(文学)	1.07	平成16年度	
	学部共通			3年次 10	20				
	教育学部						1.04		島根県松江市西川津町1060
	学校教育課程	4	130	—	560	学士(教育学)	1.04	平成16年度	
	人間科学部						1.08		島根県松江市西川津町1060
	人間科学科	4	80	—	240	学士(人間科学)	1.08	平成29年度	
	医学部						1.00		島根県出雲市塩冶町89-1
医学科	6	102	3年次 10	652	学士(医学)	1.00	平成15年度		
看護学科	4	60	3年次 10	260	学士(看護学)	1.00	平成15年度		
総合理工学部						1.04		島根県松江市西川津町1060	
物理・マテリアル工学科	4	73	3年次 2	146	学士(総合理工学)	1.02	平成30年度		
物質化学科	4	73	3年次 2	146	学士(総合理工学)	1.06	平成30年度		
地球科学科	4	50	3年次 1	100	学士(総合理工学)	1.02	平成30年度		
数理科学科	4	50	3年次 1	100	学士(総合理工学)	1.00	平成30年度		
知能情報デザイン学科	4	50	3年次 2	100	学士(総合理工学)	1.08	平成30年度		
機械・電気電子工学科	4	64	3年次 2	128	学士(総合理工学)	1.01	平成30年度		
建築デザイン学科	4	40	3年次 2	80	学士(総合理工学)	1.07	平成30年度		
生物資源科学部						1.03		島根県松江市西川津町1060	
生命科学科	4	70	3年次 3	140	学士(生物資源科学)	1.02	平成30年度		
農林生産学科	4	60	3年次 9	120	学士(生物資源科学)	1.01	平成30年度		
環境共生科学科	4	70	3年次 3	140	学士(生物資源科学)	1.04	平成30年度		
人間社会科学研究所						1.16		島根県松江市西川津町1060	
(修士課程)									
社会創成専攻	2	15	—	30	修士(法学) 修士(経済学) 修士(人文社会科学) 修士(人間科学)	1.26	令和3年度		
臨床心理学専攻	2	10	—	20	修士(臨床心理学)	1.00	令和3年度		
人文社会科学研究所								島根県松江市西川津町1060	※令和3年度より学生募集停止
(修士課程)									
法経専攻	2	—	—	—	修士(法学) 修士(経済学)		平成16年度		
言語・社会文化専攻	2	—	—	—	修士(社会科学) 修士(言語文化)		平成16年度		
教育学研究所								島根県松江市西川津町1060	※令和3年度より学生募集停止
(修士課程)									
臨床心理専攻	2	—	—	—					
(専門職学位課程)									
教育実践開発専攻	2	17	—	34	教職修士(専門職)	0.85	平成28年度		

の 状 況	医学系研究科 (修士課程) 医科学専攻 (博士前期課程) 看護学専攻	2	15	—	30	修士(医科学)	0.73	平成16年度	島根県出雲市塩冶 町89-1
		2	12	—	24	修士(看護学)	1.08	平成15年度	
	医学系研究科 (博士課程) 医科学専攻 (博士後期課程) 看護学専攻	4	30	—	120	博士(医学)	1.10	平成20年度	島根県出雲市塩冶 町89-1
		3	2	—	6	博士(看護学)	1.00	平成28年度	
	自然科学研究科 (博士前期課程) 理工学専攻	2	79	—	158	修士(理学)	0.87	平成30年度	島根県松江市西川 津町1060
	環境システム科学専攻	2	78	—	156	修士(工学) 修士(理学)	1.14	平成30年度	
農生命科学専攻	2	43	—	86	修士(工学) 修士(生物資源科学) 修士(生物資源科学)	1.02	平成30年度		
自然科学研究科 (博士後期課程) 創成理工学専攻	3	15	—	45	博士(理学) 博士(工学)	0.53	令和2年度	島根県松江市西川 津町1060	
総合理工学研究科 (博士後期課程) 総合理工学専攻	3	12	—	36	博士(理学) 博士(工学) 博士(学術)	0.97	平成26年度	島根県松江市西川 津町1060	
	<p>(附属学校)</p> <p>名 称：教育学部附属幼稚園</p> <p>目 的：教育学部の教育研究計画と密接な連携のもとに、幼児に関する研究を行うこと。 教育学部の計画に従って、学生の教育実習の実施及びその指導に当たること。 教育研究の成果を広く公開し、地域の幼児教育の振興に寄与すること。</p> <p>所 在 地：島根県松江市大輪町416-4</p> <p>設置年月：昭和26年4月</p> <p>規 模 等：建物 912㎡</p> <p>名 称：教育学部附属義務教育学校</p> <p>目 的：児童・生徒の心身の発達に応じて初等・中等教育を施す。また、教育学部の教育研究計画と密接な連携のもとに、初等・中等教育の理論及び実践に関する研究並びにその実証を行うとともに、教育学部の計画に従って、学生の教育実習の実施及びその指導に当たる。さらに、教育研究の成果を広く公開し、公立学校の研究や現職教育に協力して、地域の初等・中等教育の進展に寄与する。</p> <p>所 在 地：島根県松江市菅田町167-1</p> <p>設置年月：平成31年4月</p> <p>規 模 等：建物 14,356㎡</p>								※令和2年度より学 生募集停止

(学部等の附属施設)

名 称：法文学部山陰研究センター

目 的：法文学部を中心とした，山陰地域における人文・社会科学の研究拠点として，資料の収集及び研究を積極的に推進し，その研究成果を公表することにより，地域の産業経済及び文化の発展に寄与する。

所 在 地：島根県松江市西川津町1060

設置年月：平成16年4月

規 模 等：建物 法文学部棟 7,631㎡の一部

名 称：教育学部附属教育支援センター

目 的：授業科目の履修指導，生活指導及び教育体験活動にかかる学生指導を通じ，学生の教育実践力を特段に高めるとともに，他の教育機関及び地域社会と連携を図り，学生の教育臨床的態度・技能の指導及び地域社会の教育臨床的問題解決に貢献する。

所 在 地：島根県松江市西川津町1060

設置年月：平成16年4月

規 模 等：建物 教育学部実験研究棟 16,554㎡の一部

名 称：教育学部附属教師教育研究センター

目 的：全学の教職課程を担当し，教職科目の改善を図り，教職課程関連カリキュラムを一元的に管理・運営するとともに，現職教員の資質能力向上に寄与する。

所 在 地：島根県松江市西川津町1060

設置年月：平成19年4月

規 模 等：建物 教育学部実験研究棟 16,554㎡の一部

名 称：教育学部附属FD戦略センター

目 的：教育学部における教員養成教育の改善，充実に資する教育課程の再編，授業の改善及び事業の企画・実施等のFD（ファカルティ・ディベロップメント）の活動を企画・立案，実施することを通して，山陰地域における教員養成基幹学部としての使命を達成する。

所 在 地：島根県松江市西川津町1060

設置年月：平成19年6月

規 模 等：建物 教育学部実験研究棟 16,554㎡の一部

名 称：医学部附属病院

目 的：診療を通じて医学の教育及び研究に資する。

所 在 地：島根県出雲市塩冶町89-1

設置年月：昭和54年4月

規 模 等：建物 57,972㎡（附属病院棟）

名称：生物資源科学部附属生物資源教育研究センター
 目的：生物資源科学部の附属教育研究施設として、農学・農業、林学・林業及び日本海における生物・海洋に関する教育・研究並びに森林・耕地・海洋を結ぶ生態系をめぐる物質循環の解明などを学際的に科学する教育・研究を行う。
 所在地：（本部，農業生産科学部門）島根県松江市上本庄町2059
 （森林科学部門）島根県大田市三瓶町多根941-1
 （農業生産科学部門）島根県出雲市神西沖町字蛇島2473-1
 （海洋生物科学部門）島根県隠岐郡隠岐の島町加茂194
 設置年月：平成9年4月
 規模等：建物 8,374㎡（総計）

名称：地域未来協創本部
 目的：本学の知（地）の拠点大学による地方創生推進事業並びに地域社会における産業技術の振興及び発展等に関する企画・立案・実施等を行い、もって本学の教育・研究及び産学官地域連携の推進並びに地域の未来に関する教育研究活動の支援及び地域社会に向けた情報発信を行う。
 所在地：（松江キャンパス）島根県松江市西川津町1060
 （出雲キャンパス）島根県出雲市塩冶町89-1
 設置年月：平成30年4月
 規模等：（松江キャンパス）建物 総合理工学部2号館の一部
 （出雲キャンパス）建物 地域未来協創本部
 （地域医学共同研究部門）2,268㎡の一部

（教育・学生支援本部）

名称：大学教育センター
 目的：全学的な教学マネジメントの確立のもと、高等教育における諸課題を解決するため、本学の教育改革を推進し、教育の質の保証と向上を達成する。

所在地：島根県松江市西川津町1060

設置年月：平成31年4月

規模等：建物 学生センター 1,400㎡の一部
 建物 学生支援センター 656㎡の一部

名称：保健管理センター

目的：保健管理に関する専門的業務を一体的に行い、学生及び職員の健康の保持増進を図る。

所在地：（松江）松江市西川津町1060

（出雲）出雲市塩冶町89-1

設置年月：平成25年4月

規模等：建物（松江）479㎡
 （出雲）大学会館（出雲）1,998㎡の一部

名称：学生支援センター

目的：学生支援業務を統括的に取り扱い、もって学生生活の充実に寄与する。

所在地：島根県松江市西川津町1060

設置年月：平成25年4月

規模等：建物 学生支援センター 656㎡の一部

名称：障がい学生支援室

目的：障がいのある学生の修学に必要な支援を行うとともに、支援の充実に図る。

所在地：島根県松江市西川津町1060

設置年月：平成28年4月

規模等：建物 総合理工学部2号館の一部

附属施設の概要

(研究・学術情報本部)

名称：戦略的研究推進センター

目的：本学が有する知的資産と知的創造力を活用し、地域に密着した個性的な研究及び国際水準の独創的な研究を集中的かつ戦略的に推進し、その成果を教育に反映するとともに広く社会に還元する。

所在地：島根県松江市西川津町1060

設置年月：平成28年4月

規模等：

名称：エスチュアリー研究センター

目的：汽水域の自然・人文・社会環境の研究等及び汽水域に関する総合的かつ学際的な研究を推進し、本学の教育研究活動及び学術交流の活性化を図るとともに、その研究成果を公表することにより、地域社会の発展及び国際学術交流の振興に資する。

所在地：島根県松江市西川津町1060

設置年月：平成28年4月

規模等：建物 法文学部棟 7,631㎡の一部

名称：総合科学研究支援センター

目的：生命、環境、物質・材料創成及びその融合領域に関する総合的な科学研究の深化を図るとともに、各学部等における研究を支援する。

所在地：(松江キャンパス) 島根県松江市西川津町1060
(出雲キャンパス) 島根県出雲市塩冶町89-1

設置年月：平成28年4月

規模等：(遺伝子機能解析部門・松江) 建物 遺伝子実験施設 1,514㎡の一部
(実験動物部門・出雲) 建物 RI・動物実験施設 3,944㎡の一部
(生体情報・RI実験部門・出雲) 建物 共同研究棟 2,312㎡
第二研究棟 3,715㎡の一部
RI・動物実験施設 3,944㎡の一部
(物質機能分析部門・松江) 建物 総合理工学部1・2・3号館の一部

名称：総合情報処理センター

目的：センターに置かれた情報処理システムを整備運用し、学内外の情報ネットワークとの連携を図り、本学における教育、研究その他の情報処理のための利用に供するとともに、学術情報システム等の開発を行い、あわせて人材の育成を支援し、本学における情報処理の進展に資する。

所在地：島根県松江市西川津町1060

設置年月：平成28年4月

規模等：建物 683㎡

名称：地域包括ケア教育研究センター

目的：地域住民の健康維持に関する総合的かつ学際的な研究を推進し、大学の教育研究活動及び学術交流の活性化を図るとともに、その研究成果を公表することにより、地域社会の発展及び国際学術交流の振興に資する。

所在地：島根県出雲市塩冶町89-1

設置年月：平成29年4月

規模等：建物 地域未来協創本部(地域医学共同研究部門) 2,268㎡の一部

<p>名称：総合博物館</p> <p>目的：本学における標本資料類などを大学所有の有形知的財産として位置づけ、それらを収集、整理・保管及び調査研究をしたうえで、展示公開などによる教育、普及啓発、情報発信の促進及び地域貢献を行う。</p> <p>所在地：島根県松江市西川津町1060</p> <p>設置年月：平成30年6月</p> <p>規模等：建物 155㎡</p>	
<p>名称：自然災害軽減教育研究センター</p> <p>目的：「地球環境災害軽減に関するユネスコチェア」の目的である「地球環境と社会のより良好な関係の構築」に向けた教育と研究を促進し、本学の教育研究活動及び国際的学術交流の活性化を図るとともに、社会の発展に資する。</p> <p>所在地：島根県松江市西川津町1060</p> <p>設置年月：平成30年4月</p> <p>規模等：総合理工学部3号館の一部</p>	
<p>名称：数理・データサイエンス教育研究センター</p> <p>目的：エビデンスに基づく意思決定、価値創造を行うことができるデータ駆動型の人材を幅広く養成するため、数理・データサイエンスに関する研究の推進及び支援を行うとともに、数理・データサイエンス教育を全学的に推進することにより、本学の数理・データサイエンス教育研究活動の充実発展に資する。</p> <p>所在地：島根県松江市西川津町1060</p> <p>設置年月：平成30年4月</p> <p>規模等：生物資源科学部3号館 107㎡</p>	
<p>(グローバル化推進本部)</p> <p>名称：国際センター</p> <p>目的：本学の国際化及び国際交流の推進に向けて、各種事業の企画・立案をするとともに、外国人留学生及び海外留学を希望する学生に対し、積極的な支援等を行うことにより、本学の国際交流の推進に寄与する。</p> <p>所在地：島根県松江市西川津町1060</p> <p>設置年月：平成25年4月</p> <p>規模等：建物 総合理工学部2号館の一部</p> <p>名称：外国語教育センター</p> <p>目的：外国語教育の知的拠点として、言語的コミュニケーション能力を培う教育を行うことのほか、外国語教育を通じて総合的な知性・教養・人格を形成し、異文化理解と共生文化の創造に資する教育を行う。</p> <p>所在地：島根県松江市西川津町1060</p> <p>設置年月：平成25年4月</p> <p>規模等：建物 総合理工学部2号館の一部</p> <p>名称：島根大学・寧夏大学国際共同研究所</p> <p>目的：都市と農村との地域間格差問題、中山間地域（条件不利地域）の活性化、開発と環境問題などを主要なテーマとして共同研究を行い、研究成果をアジアをはじめとする世界に発信するとともに、人材の育成・交流の積極的な展開、国内外の研究者に開かれた中国・西部地域研究の拠点づくりを目指す。</p> <p>所在地：中国、寧夏、銀川市西夏区賀蘭山西路489号 寧夏大学A区</p> <p>設置年月：平成16年4月</p> <p>規模等：建物 2,794㎡</p>	

<p>名 称：オープンイノベーション推進本部</p> <p>目 的：産学官連携の推進を図り、外部研究資金等の獲得力の強化、並びに知的財産戦略・コンプライアンス体制の充実により、本学の自律的経営を確立すると共に、本学の研究成果の社会実装を強化することを目的とする。</p> <p>所 在 地：島根県松江市西川津町1060</p> <p>設置年月：令和3年4月</p> <p>規 模 等：建物 総合理工学部2号館 3階 54㎡</p>
<p>名 称：次世代たたら協創センター</p> <p>目 的：企業等と連携して、金属材料評価技術等の研究及び新たな金属材料や複合材料等の研究・開発を行い、その成果を実用化に結び付けていくと共に、金属材料関連の専門人材を育成することを目的とする。</p> <p>所 在 地：島根県松江市西川津町1060</p> <p>設置年月：平成30年10月</p> <p>規 模 等：建物 次世代たたら協創センター 1,845㎡ 建物 生物資源科学部2号館（大学院棟） 1階124㎡</p>
<p>名 称：附属図書館</p> <p>目 的：図書、学術雑誌その他必要な資料を収集、組織、保管し、これを利用者の教育・研究・学習等の要求に対して提供し、併せて学術情報システム活用の場として機能することにより、島根大学における教育研究活動を支援するとともに、地域社会の知的情報拠点としての役割を果たす。</p> <p>所 在 地：（本館）島根県松江市西川津町1060 （医学図書館）島根県出雲市塩冶町89-1</p> <p>設置年月：（本館）平成28年4月 （医学図書館）平成28年4月</p> <p>規 模 等：（本館）建物 6,834㎡ （医学図書館）建物 1,819㎡</p>
<p>名 称：山陰法実務教育研究センター</p> <p>目 的：本学が有する知的資産を有効に活用し山陰地域における法実務教育を行うとともに、そのための教育プログラム及び教育研究体制に関する調査研究を行い、もって山陰地域における法学教育の充実発展に寄与する。</p> <p>所 在 地：島根県松江市西川津町1060</p> <p>設置年月：平成26年2月</p> <p>規 模 等：建物 法文学部棟 7,631㎡の一部</p>
<p>名 称：こころとそだちの相談センター</p> <p>目 的：心の健康に関する相談に応じて地域社会に貢献するとともに、心理臨床に関する高度な知識と技能を有する専門家の養成に資する</p> <p>所 在 地：島根県松江市西川津町1060</p> <p>設置年月：平成29年4月</p> <p>規 模 等：建物 教育学部実験研究棟 16,554㎡の一部</p>

島根大学 設置申請に関わる組織の移行表

令和3年度	入学定員	編入学定員	収容定員	令和4年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
島根大学				島根大学				
法文学部	185	3年次 10	760	法文学部	185	3年次 10	760	
法経学科	80	-	320	法経学科	80	-	320	
社会文化学科	50	-	200	社会文化学科	50	-	200	
言語文化学科	55	-	220	言語文化学科	55	-	220	
学部共通		10	20	学部共通		10	20	
教育学部				教育学部				
学校教育課程	130	-	520	学校教育課程	130	-	520	
人間科学部				人間科学部				
人間科学科	80	-	320	人間科学科	80	-	320	
医学部	162	2年次 5 3年次 5	892	医学部	162	2年次 5 3年次 5	892	「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について(通知)」に基づき、令和2年度の増加と同様の枠組みによる医学部入学定員を引き続き確保。
医学科	102	2年次 5 3年次 5	652	医学科	102	2年次 5 3年次 5	652	
看護学科	60	0	240	看護学科	60	0	240	
総合理工学部	400	3年次 12	1624	総合理工学部	400	3年次 12	1624	
物理・マテリアル工学科	73	2	296	物理・マテリアル工学科	73	2	296	
物質化学科	73	2	296	物質化学科	73	2	296	
地球科学科	50	1	202	地球科学科	50	1	202	
数理科学科	50	1	202	数理科学科	50	1	202	
知能情報デザイン学科	50	2	204	知能情報デザイン学科	50	2	204	
機械・電気電子工学科	64	2	260	機械・電気電子工学科	64	2	260	
建築デザイン学科	40	2	164	建築デザイン学科	40	2	164	
生物資源科学部	200	3年次 15	830	生物資源科学部	200	3年次 15	830	
生命科学科	70	3	286	生命科学科	70	3	286	
農林生産学科	60	9	258	農林生産学科	60	9	258	
環境共生科学科	70	3	286	環境共生科学科	70	3	286	
計	1157	2年次 5 3年次 42	4946	計	1157	2年次 5 3年次 42	4946	
島根大学大学院				島根大学大学院				
人間社会科学部	25		50	人間社会科学部	25		50	
社会創成専攻(M)	15		30	社会創成専攻(M)	15		30	
臨床心理学専攻(M)	10		20	臨床心理学専攻(M)	10		20	
教育学部	25		50	教育学部	25		50	
教育実践開発専攻(P)	17		34	教育実践開発専攻(P)	17		34	
臨床心理専攻(M)	8		16	臨床心理専攻(M)	8		16	
医学系研究科	59		180	医学系研究科	59		180	
医科学専攻(M)	15		30	医科学専攻(M)	15		30	
医科学専攻(D)	30		120	医科学専攻(D)	30		120	
看護学専攻(M)	12		24	看護学専攻(M)	12		24	
看護学専攻(D)	2		6	看護学専攻(D)	2		6	
自然科学部	215		445	自然科学部	215		445	
理工学専攻(M)	79		158	理工学専攻(M)	79		158	
環境システム科学専攻(M)	78		156	環境システム科学専攻(M)	78		156	
農生命科学専攻(M)	43		86	農生命科学専攻(M)	43		86	
創成理工学専攻(D)	15		45	創成理工学専攻(D)	15		45	
計	324		725	計	324		725	

○都道府県内における位置関係の図面

島根県



● …島根大学松江キャンパスの位置

● …島根大学出雲キャンパスの位置

○最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

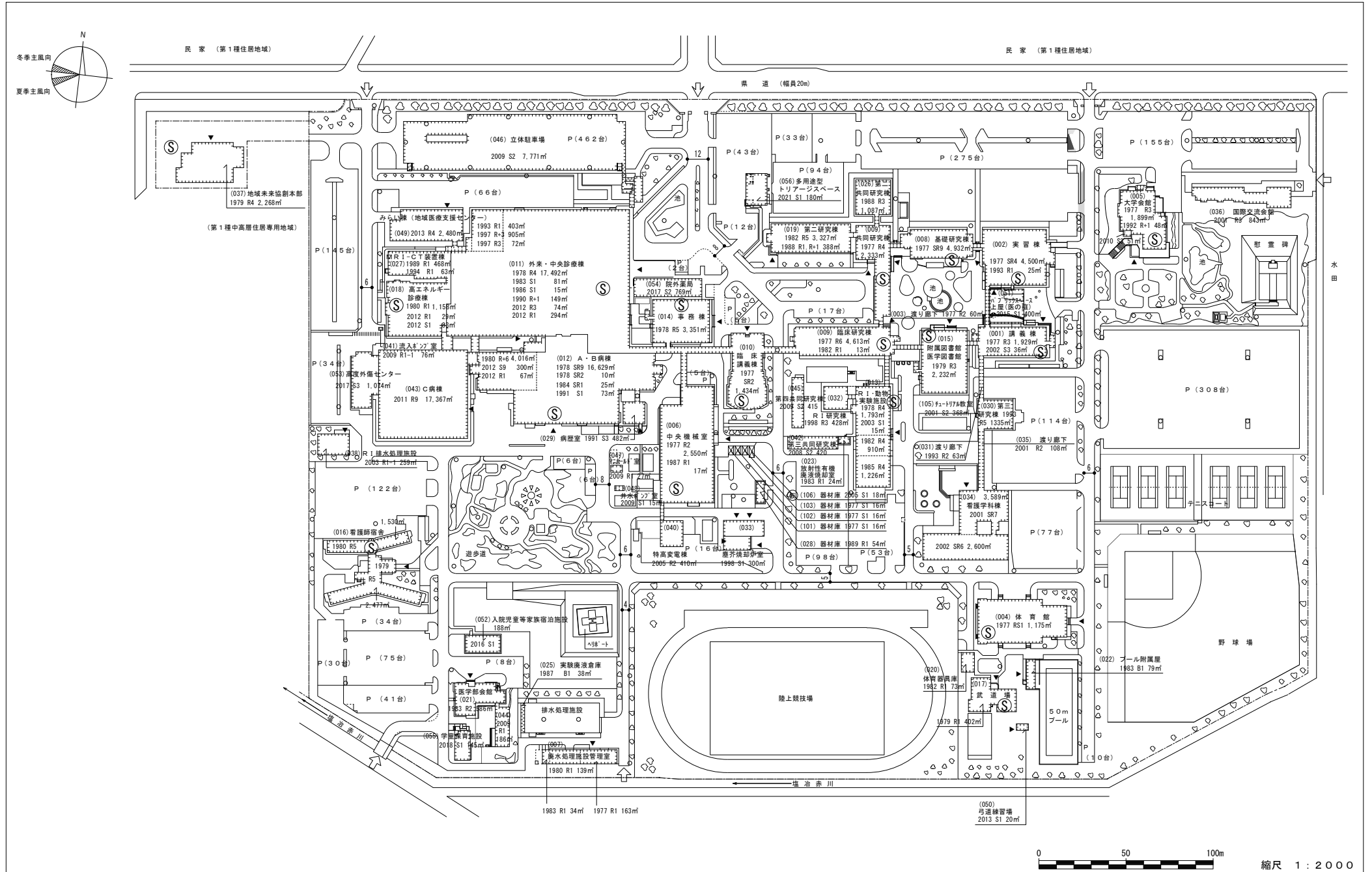


JR出雲市駅より

距離：1.7km

一畑バス：島根大学病院前下車 約10分

配置図



敷地面積	建築面積	建物延面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地名	学校番号	学校名	作成年度
222,625㎡	43,097㎡	133,148㎡	19.0%	60.0%	1,092人	医学部	201	塩治	出雲市塩治町89-1	0512	島根大学	R3

管理学則（案）

（平成16年島大学則第1号）

（平成16年4月1日制定）

〔令和3年3月29日最終改正〕

目次

第1章 法人

第1節 総則（第1条・第2条）

第2節 役員及び職員組織等（第3条・第4条の7）

第3節 会議（第5条―第8条）

第2章 大学

第1節 大学の構成（第9条―第21条）

第2節 職員組織その他（第22条―第38条）

第3節 会議（第39条―第41条）

第4節 削除

第5節 学部の収容定員（第42条）

第3章 大学院

第1節 大学院の構成（第43条―第46条）

第2節 大学院の収容定員（第47条）

第3節 職員組織（第48条―第50条）

第4章 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第51条）

第5章 雑則（第52条）

附則

第1章 法人

第1節 総則

（法人の目的）

第1条 国立大学法人島根大学（以下「法人」という。）は、島根大学を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

（業務の範囲等）

第2条 法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 島根大学（以下「本学」という。）を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 島根大学における研究の成果を普及し、及びその活動を推進すること。
- 六 島根大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）で定めるものを実施する者に出資すること。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第2節 役員及び職員組織等

(役員)

第3条 法人に、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第10条に基づき、役員として学長、監事及び理事を置く。

2 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(副理事)

第3条の2 法人に副理事を置くことができる。

2 副理事に関し必要な事項は、別に定める。

(特別顧問)

第3条の3 法人に特別顧問を置くことができる。

2 特別顧問に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 法人に次の職員を置く。

- 一 一般職員
- 二 教育職員
- 三 医療職員
- 四 特別職員
- 五 その他の職員

2 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところによるほか、学長が定めるものとする。

3 第1項第2号の教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手を教員という。

4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(学長室)

第4条の2 法人に、学長の戦略的経営を支援するため学長室を置く。

2 学長室に関し、必要な事項は、別に定める。

(学術研究院)

第4条の3 法人に、教員組織として学術研究院を置く。

2 学術研究院に次の学系を置く。

- 人文社会科学系
- 教育学系
- 人間科学系
- 医学・看護学系
- 理工学系
- 環境システム科学系
- 農生命科学系
- 教育研究推進学系
- 機能強化推進学系

3 学術研究院に関し、必要な事項は、別に定める。

(学術研究院長)

第4条の4 学術研究院に学術研究院長を置き、学長をもって充てる。

(学系長)

第4条の5 学系に学系長を置く。

2 学系長は、その学系に関する校務をつかさどる。

(事務組織)

第4条の6 法人に、その事務を処理するため事務組織を置く。

2 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務局長)

第4条の7 学長の下に、事務組織を総括するために事務局長を置く。

2 前項の規定にかかわらず、学長が指名する理事に事務組織を総括させることができる。

第3節 会議

(役員会)

第5条 法人に、法人法第11条第3項に基づき、法人の重要事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関として、役員会を置く。

2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第6条 法人に、法人法第20条に基づき、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第7条 法人に、法人法第21条に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第8条 法人に、法人法第12条第2項及び第17条第4項に基づき、学長の選考又は解任に係る申出を行う機関として、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し、必要な事項は、別に定める。

第2章 大学

第1節 大学の構成

(学部)

第9条 本学に次の学部を置く。

法文学部

教育学部

人間科学部

医学部

総合理工学部

生物資源科学部

(学科・課程及び講座)

第10条 法文学部に次の学科及び講座を置く。

法経学科

法経

社会文化学科

社会文化

言語文化学科

言語文化

- 2 教育学部に次の課程を置く。

学校教育課程

- 3 人間科学部に次の学科を置く。

人間科学科

- 4 医学部に次の学科，系及び講座を置く。

医学科

基礎医学系

解剖学，生理学，生化学，生命科学

臨床基礎医学系

薬理学，病理学，微生物学，免疫学

社会医学系

法医学，環境保健医学，医療情報学，医学英語教育学

臨床医学系

内科学，皮膚科学，小児科学，外科学，整形外科学，脳神経外科学，泌尿器科学，精神医学，産科婦人科学，耳鼻咽喉科学，眼科学，放射線医学，麻酔科学，緩和ケア，歯科口腔外科学，臨床検査医学，救急医学，Acute Care Surgery，リハビリテーション医学，地域医療教育学，地域医療政策学

看護学科

基礎看護学，臨床看護学，地域・老年看護学

- 5 総合理工学部に次の学科を置く。

物理・マテリアル工学科

物質化学科

地球科学科

数理科学科

知能情報デザイン学科

機械・電気電子工学科

建築デザイン学科

- 6 生物資源科学部に次の学科を置く。

生命科学科

農林生産学科

環境共生科学科

第11条 削除

(大学院の設置)

第12条 本学に大学院を置く。

(附属病院)

第13条 医学部附属の教育研究施設として，医学部附属病院（以下「附属病院」という。）を置く。

(附属学校)

第14条 本学に次の学部附属学校を置く。

教育学部 附属幼稚園，附属義務教育学校

2 前項の附属学校に学習生活支援研究センターを置く。

(学部附属の教育研究施設)

第15条 本学に次の学部附属の教育施設又は研究施設を置く。

法文学部 山陰研究センター

教育学部 教育支援センター，教師教育研究センター，FD戦略センター

生物資源科学部 生物資源教育研究センター

2 前項に掲げる生物資源教育研究センターは，本学の教育研究上支障がないと認められるときは，他の大学の利用に供することができるものとする。

第15条の2 削除

(本部)

第16条 本学に，本学の教育研究に係る全学的な業務を円滑かつ効果的に実施する組織として，次の本部を置く。

教育・学生支援本部

研究・学術情報本部

グローバル化推進本部

地域未来協創本部

オープンイノベーション推進本部

(本部に置くセンター等)

第17条 教育・学生支援本部に次のセンター等を置く。

大学教育センター

保健管理センター

学生支援センター

障がい学生支援室

2 研究・学術情報本部に次のセンター等を置く。

戦略的研究推進センター

エスチュアリー研究センター

総合科学研究支援センター

総合情報処理センター

地域包括ケア教育研究センター

総合博物館

自然災害軽減教育研究センター

数理・データサイエンス教育研究センター

3 グローバル化推進本部に次のセンター等を置く。

国際センター

外国語教育センター

島根大学・寧夏大学国際共同研究所

(次世代たたら協創センター)

第17条の1の2 本学に，金属材料評価技術等の研究・開発を行い，その成果を実用化に結び付け

ていくと共に、金属材料関連の専門人材を育成するために次世代たたら協創センターを置く。

(附属図書館)

第17条の2 本学に附属図書館を置く。

2 前項の附属図書館に分館を置く。

第17条の3 削除

第17条の4 削除

第17条の5 削除

第17条の6 削除

(ダイバーシティ推進室)

第17条の7 本学に、ダイバーシティの推進及び女性研究者支援に関する具体的事業を企画・立案・実施するためダイバーシティ推進室を置く。

(ハラスメント対策室)

第17条の8 本学に、全学的なハラスメント防止とハラスメント事案への対応の充実を図るためハラスメント対策室を置く。

第17条の9 削除

第18条 削除

(山陰法実務教育研究センター)

第19条 本学に、山陰地域における法学教育の充実発展に寄与するため山陰法実務教育研究センターを置く。

(こころとそだちの相談センター)

第19条の1の2 本学に、心の健康に関する相談に応じて地域社会に貢献するとともに、心理臨床に関する高度な知識と技能を有する専門家の養成に資するためこころとそだちの相談センターを置く。

第19条の1の3 削除

(寄附講座等)

第19条の2 本学に、寄附講座、寄附研究部門又は寄附研究分野を置くことができる。

(共同研究講座等)

第19条の3 本学に、共同研究講座又は共同研究部門を置くことができる。

第19条の4 削除

第20条 削除

(規則)

第21条 第13条から前条までに関し必要な事項は、別に定める。

第2節 職員組織その他

(学長)

第22条 本学に学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第23条 本学に副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学長特別補佐)

第23条の2 本学に、学長特別補佐を置くことができる。

2 学長特別補佐は、学長の職務を助け、学長が指定する業務を処理する。

(学部長)

第24条 本学の各学部に学部長を置く。

2 学部長は、その学部に関する校務をつかさどる。

(副学部長)

第25条 本学の各学部に副学部長を置く。

2 副学部長は、学部長の職務を助け、学部長の職務のうちあらかじめ定める範囲内の業務を処理する。

(学科長)

第26条 学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、その学科に関する事項を整理する。

(病院長)

第27条 附属病院に病院長を置く。

2 病院長は、附属病院に関する事項を掌理する。

(副病院長)

第28条 附属病院に副病院長を置くことができる。

2 副病院長は、病院長の職務を助ける。

(附属学校園の長)

第29条 附属学校に校長(幼稚園にあつては園長)を置く。

2 附属学校の校長及び園長は、教育学部長の命を受け、その学校及び幼稚園に関する事項を処理する。

(学部附属の教育研究施設の長)

第30条 本学の学部附属の教育施設及び研究施設に長を置く。

2 前項の教育施設及び研究施設の長は、当該学部長の命を受け、その施設に関する事項を処理する。

(本部長)

第30条の2 本学の各本部に本部長を置く。

2 前項の本部長は、その所掌する本部の業務を総括する。

(副本部長)

第30条の3 本学の各本部に副本部長を置くことができる。

2 前項の副本部長は、本部長の職務を助ける。

第31条 削除

(本部に置くセンター等の長)

第32条 本部に置くセンター等に長を置く。

2 本部に置くセンター等の長は、その所掌するセンター等の業務を掌理する。

(本部に置くセンター等の副センター長等)

第33条 本部に置くセンター等に副センター長等を置くことができる。

2 副センター長等は、センター等の長の職務を助ける。

第34条 削除

第35条 削除

第36条 削除

第37条 削除

(名誉教授)

第38条 本学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 会議

第39条 削除

(教授会等)

第40条 本学の各学部、各学科に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。

5 教授会は、その定めるところにより、代議員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

6 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学術研究院会議)

第41条 学術研究院に、学術研究院会議を置く。

2 学術研究院会議に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 削除

第5節 学部の収容定員

(収容定員)

第42条 学部、学科等の収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
法文学部	法経学科	80			320
	社会文化学科	50			200
	言語文化学科	55			220
	計	185		10	760
教育学部	学校教育課程	130			520
	計	130			520
人間科学部	人間科学科	80			320
	計	80			320
医学部	医学科	90	5	5	585

	看護学科	60			240
	計	150	5	5	825
総合理工学部	物理・マテリアル工学科	73		2	296
	物質化学科	73		2	296
	地球科学科	50		1	202
	数理科学科	50		1	202
	知能情報デザイン学科	50		2	204
	機械・電気電子工学科	64		2	260
	建築デザイン学科	40		2	164
	計	400		12	1,624
生物資源科学部	生命科学科	70		3	286
	農林生産学科	60		9	258
	環境共生科学科	70		3	286
	計	200		15	830
合計		1,145	5	42	4,879

第3章 大学院

第1節 大学院の構成等

(研究科)

第43条 大学院に次の研究科を置く。

人間社会科学研究科

教育学研究科

医学系研究科

自然科学研究科

(課程)

第44条 人間社会科学研究科は、修士課程とする。

2 自然科学研究科は、博士課程とする。

3 自然科学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

4 医学系研究科は、医学を履修する博士課程（以下「医学博士課程」という。）及び修士課程並びに看護学を履修する博士課程とする。

5 医学系研究科の看護学を履修する博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

6 教育学研究科は、専門職学位課程とする。

(専攻)

第45条 研究科に次の専攻を置く。

人間社会科学研究科

社会創成専攻

臨床心理学専攻

教育学研究科

教育実践開発専攻

医学系研究科

医学博士課程
 医科学専攻
 修士課程
 医科学専攻
 博士前期課程
 看護学専攻
 博士後期課程
 看護学専攻
 自然科学研究科
 博士前期課程
 理工学専攻
 環境システム科学専攻
 農生命科学専攻
 博士後期課程
 創成理工学専攻

第45条の2 削除

(鳥取大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第46条 鳥取大学大学院の連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、鳥取大学及び山口大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、鳥取大学及び山口大学の教員とともに、本学の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

第2節 大学院の収容定員

(収容定員)

第47条 大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程		医学博士課程 博士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
人間社会科学 研究科	社会創成専攻	15	30	—	—	—	—
	臨床心理学専攻	10	20	—	—	—	—
	計	25	50	—	—	—	—
教育学研究 科	教育実践開発専攻	—	—	—	—	20	40
	計	—	—	—	—	20	40
医学系研究 科	医科学専攻	—	—	30	120	—	—
	医科学専攻	15	30	—	—	—	—
	看護学専攻	12	24	2	6	—	—
	計	27	54	32	126	—	—
自然科学研 究科	理工学専攻	79	158	—	—	—	—
	環境システム科学専攻	78	156	—	—	—	—
	農生命科学専攻	43	86	—	—	—	—
	創成理工学専攻	—	—	15	45	—	—
	計	200	400	15	45	—	—

合計	252	504	47	171	20	40
----	-----	-----	----	-----	----	----

第3節 職員組織

(研究指導及び授業担当)

第48条 研究科における研究の指導は原則として教授が行い、授業は教授、准教授、講師又は助教が担当する。

(研究科長)

第49条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長(人間社会科学研究科長及び自然科学研究科長を除く。)は、基礎となる学部の学部長をもって充てる。

3 研究科長は、その研究科に関する校務をつかさどる。

(副研究科長)

第49条の2 研究科に副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

(専攻長)

第49条の3 専攻に専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

(研究科教授会)

第50条 研究科に、教育研究に関する重要事項を審議するため、研究科教授会を置き、第40条第2項から第5項の規定は、研究科教授会について準用する。

2 前項に定めるもののほか、研究科教授会に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第4章 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(組織的な研修等)

第51条 本学は、学部においては授業の内容及び方法の改善を図るため全学及び学部ごとに、研究科においては授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため研究科ごとに、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5章 雑則

(学則の改廃)

第52条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち、法人の経営に関する部分については経営協議会において、国立大学法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 旧島根大学法文学部の法学科及び社会システム学科並びに教育学部の学校教育教員養成課程、生涯学習課程並びに生活環境福祉課程は、第10条の規定にかかわらず、当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 法文学部及び教育学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度については、次の表のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	収容定員		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
法文学部	法経学科	90	180	270
	社会文化学科	70	140	210

	言語文化学科	275	270	265
	法学科	435	290	145
	社会システム学科	285	190	95
	計	1,175	1,090	1,005
教育学部	学校教育課程	170	340	510
	学校教育教員養成課程	300	200	100
	生涯学習課程	195	130	65
	生活環境福祉課程	105	70	35
	計	770	740	710
合計		5,235	5,120	5,005

- 4 旧島根大学大学院人文社会科学研究科の法学専攻、社会システム専攻及び言語文化専攻は、第47条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 人文社会科学研究科及び医学系研究科医科学専攻の収容定員並びに全研究科の修士課程・博士前期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成16年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
人文社会科学研究科	法経専攻	6
	言語・社会文化専攻	6
	法学専攻	8
	社会システム専攻	4
	言語文化専攻	4
	計	28
医学系研究科	医科学専攻	15
	計	39
合計		513

- 5 法務研究科の収容定員及び全研究科の専門職学位課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成16年度	平成17年度
法務研究科	法曹養成専攻	30	60
	計	30	60
合計		30	60

附 則（平成16年10月1日一部改正）

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年10月27日一部改正）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月22日一部改正）

この学則は、平成16年12月22日から施行する。

附 則（平成17年3月8日一部改正）

この学則は、平成17年3月8日から施行する。

附 則（平成17年3月8日一部改正）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日一部改正）

この学則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年10月26日一部改正）

この学則は、平成17年10月26日から施行する。

附 則（平成17年12月28日一部改正）

この学則は、平成17年12月28日から施行する。

附 則（平成17年12月28日一部改正）

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月8日一部改正）

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の国立大学法人島根大学管理学則第15条の法文学部に係る規定は、平成16年4月21日から適用し、医学部に係る規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月22日一部改正）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月19日一部改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日一部改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月19日一部改正）

この学則は、平成19年6月19日から施行する。

附 則（平成20年3月25日一部改正）

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻、医学系研究科の形態系専攻、機能系専攻、生態系専攻並びに生物資源科学研究科の生物科学専攻、生態環境科学専攻、生命工学専攻、農業生産学専攻及び地域開発科学専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 教育学研究科及び生物資源科学研究科の収容定員並びに全研究科の修士課程・博士前期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成20年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
教育学研究科	教育実践開発専攻	20
	教育内容開発専攻	20
	学校教育専攻	5
	教科教育専攻	30
	計	75
生物資源科学研究科	生物生命科学専攻	20
	農林生産科学専攻	22
	環境資源科学専攻	18
	生物科学専攻	12
	生態環境科学専攻	18
	生命工学専攻	12
	農業生産学専攻	12
	地域開発科学専攻	22
	計	136
合計		513

4 医学系研究科博士課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
医学系研究科	医科学専攻	30	60	90

	形態系専攻	24	16	8
	機能系専攻	45	30	15
	生態系専攻	21	14	7
	計	120	120	120

附 則（平成20年7月22日一部改正）

この学則は、平成20年7月22日から施行する。

附 則（平成21年3月17日一部改正）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部の入学定員及び収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成21年度から平成34年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員						
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部	医学科	95	95	95	95	95	95	95
	計	155	155	155	155	155	155	155
合計		1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150

学部	学科又は課程	入学定員						
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医学部	医学科	95	95	90	90	90	90	90
	計	155	155	150	150	150	150	150
合計		1,150	1,150	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は課程	収容定員						
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部	医学科	560	570	580	590	600	610	610
	計	820	830	840	850	860	870	870
合計		4,900	4,910	4,920	4,930	4,940	4,950	4,950

学部	学科又は課程	収容定員						
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医学部	医学科	610	610	605	600	595	590	585
	計	870	870	865	860	855	850	845
合計		4,950	4,950	4,945	4,940	4,935	4,930	4,925

附 則（平成21年4月21日一部改正）

この学則は、平成21年4月21日から施行する。

附 則（平成22年1月26日一部改正）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日一部改正）

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部の入学定員及び収容定員は、第42条の規定

にかかわらず、平成22年度から平成36年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部	医学科	100	100	100	100	100
	計	160	160	160	160	160
合計		1,155	1,155	1,155	1,155	1,155

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
医学部	医学科	100	100	100	95	95
	計	160	160	160	155	155
合計		1,155	1,155	1,155	1,150	1,150

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部	医学科	90	90	90	90	90
	計	150	150	150	150	150
合計		1,145	1,145	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部	医学科	575	590	605	620	635
	計	835	850	865	880	895
合計		4,915	4,930	4,945	4,960	4,975

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
医学部	医学科	640	640	640	635	630
	計	900	900	900	895	890
合計		4,980	4,980	4,980	4,975	4,970

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部	医学科	620	610	600	590	585
	計	880	870	860	850	845
合計		4,960	4,950	4,940	4,930	4,925

3 法務研究科の収容定員及び全研究科の専門職学位課程の収容定員は、第47条の規定にかかわら

ず、平成22年度及び平成23年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成22年度	平成23年度
法務研究科	法曹養成専攻	80	70
	計	80	70
合計		80	70

附 則（平成23年3月23日一部改正）

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部入学定員及び収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成23年度から平成36年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部	医学科	102	102	102	102	102
	計	162	162	162	162	162
合計		1,157	1,157	1,157	1,157	1,157

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医学部	医学科	102	102	97	97	90
	計	162	162	157	157	150
合計		1,157	1,157	1,152	1,152	1,145

学部	学科又は課程	入学定員			
		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部	医学科	90	90	90	90
	計	150	150	150	150
合計		1,145	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部	医学科	592	609	626	643	650
	計	852	869	886	903	910
合計		4,932	4,949	4,966	4,983	4,990

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医学部	医学科	652	652	647	642	630
	計	912	912	907	902	890
合計		4,992	4,992	4,987	4,982	4,970

学部	学科又は課程	収容定員			
		平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
医学部	医学科	618	606	594	587
	計	878	866	854	847
合計		4,958	4,946	4,934	4,927

附 則（平成24年3月19日一部改正）

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 総合理工学部の電子制御システム工学科及び材料プロセス工学科並びに生物資源科学部の生態環境科学科、農業生産学科及び地域開発科学科は、第10条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 総合理工学部及び生物資源科学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度については、次の表のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
総合理工学部	機械・電気電子工学科	80	160	240
	建築・生産設計工学科	40	80	120
	電子制御システム工学科	240	160	80
	材料プロセス工学科	120	80	40
	計	1,632	1,624	1,624
生物資源科学部	農林生産学科	85	170	255
	地域環境科学科	45	90	135
	生態環境科学科	135	90	45
	農業生産学科	90	60	30
	地域開発科学科	165	110	55
計	840	840	840	

- 全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成24年度から平成36年度については、次の表のとおりとする。

	収容定員				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	4,941	4,950	4,967	4,974	4,976

	収容定員				
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
合計	4,976	4,971	4,966	4,954	4,942

	収容定員		
	平成34年度	平成35年度	平成36年度
合計	4,930	4,918	4,911

- 総合理工学研究科の物質科学専攻、地球資源環境学専攻、数理・情報システム学専攻、電子制御システム工学専攻及び材料プロセス工学専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 総合理工学研究科博士前期課程の収容定員及び全研究科の修士課程・博士前期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成24年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
総合理工学研究科	総合理工学専攻	124
	物質科学専攻	36
	地球資源環境学専攻	14
	数理・情報システム学専攻	28
	電子制御システム工学専攻	22
	材料プロセス工学専攻	12
	計	236
合計		514

附 則（平成24年6月22日一部改正）

この学則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日一部改正）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月9日一部改正）

この学則は、平成25年9月9日から施行する。

附 則（平成25年10月15日一部改正）

この学則は、平成25年10月15日から施行する。

附 則（平成26年1月29日一部改正）

- この学則は、平成26年2月1日から施行する。ただし、第10条第3項の改正規定中地域・老年看護学に係る部分並びに第45条、第45条の2、第47条及び第49条の3の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 総合理工学研究科のマテリアル創成工学専攻及び電子機能システム工学専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 総合理工学研究科博士後期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成26年度及び平成27年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成26年度	平成27年度
総合理工学研究科	総合理工学専攻	12	24
	マテリアル創成工学専攻	12	6
	電子機能システム工学専攻	12	6
	計	36	36

附 則（平成26年3月19日一部改正）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月14日一部改正）

この学則は、平成26年7月14日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成27年1月29日一部改正）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日一部改正）

- この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 法務研究科法曹養成専攻は、第 45 条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 法務研究科法曹養成専攻の収容定員は、第 47 条の規定にかかわらず、平成 27 年度及び平成 28 年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成 27 年度	平成 28 年度
法務研究科	法曹養成専攻	40	20
	計	40	20
合計		40	20

附 則（平成 27 年 3 月 25 日一部改正）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 25 日一部改正）

この学則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日一部改正）

この学則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日一部改正）

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 教育学研究科修士課程の教育実践開発専攻及び教育内容開発専攻は、第 45 条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 教育学研究科修士課程及び教育学研究科専門職学位課程の収容定員並びに全研究科の修士課程及び専門職学位課程の収容定員は、第 47 条の規定にかかわらず、平成 28 年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程	専門職学位課程
		収容定員	収容定員
教育学研究科	教育実践開発専攻	20	17
	臨床心理専攻	8	—
	教育内容開発専攻	20	—
合計		494	37

- 医学系研究科看護学専攻博士後期課程の収容定員及び全研究科の博士後期課程の収容定員は、第 47 条の規定にかかわらず、平成 28 年度及び平成 29 年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成 28 年度	平成 29 年度
医学系研究科	看護学専攻	2	4
合計		158	160

附 則（平成 28 年 6 月 24 日一部改正）

この学則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 2 日一部改正）

この学則は、平成29年2月2日から施行する。

附 則（平成29年2月2日一部改正）

- この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 法文学部、教育学部及び人間科学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度については、次の表のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	収容定員		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
法文学部	法経学科	350	340	330
	社会文化学科	260	240	220
	言語文化学科	250	240	230
	計	880	840	800
教育学部	学校教育課程	640	600	560
	計	640	600	560
人間科学部	人間科学科	80	160	240
	計	80	160	240

附 則（平成29年3月14日一部改正）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年島大学則第1号附則第3項の改正規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月14日一部改正）

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 総合理工学部の物質科学科、地球資源環境学科、数理・情報システム学科及び建築・生産設計工学科並びに生物資源科学部の生物科学科、生命工学科及び地域環境科学科は、第10条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部の入学定員は、第42条の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員				
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医学部	医学科	102	102	90	90	90
	計	162	162	150	150	150
合計		1,157	1,157	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は課程	入学定員	
		平成35年度	平成36年度
医学部	医学科	90	90
	計	150	150
合計		1,145	1,145

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医学部	医学科	652	652	640	628	616
	計	912	912	900	888	876

部						
---	--	--	--	--	--	--

学部	学科又は課程	収容定員	
		平成 35年度	平成 36年度
医学部	医学科	604	592
	計	864	852

- 4 総合理工学部及び生物資源科学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度については、次の表のとおりとする。

学部名	学科又は課程名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
総合理工学部	物理・マテリアル工学科	73	146	221
	物質化学科	73	146	221
	地球科学科	50	100	151
	数理科学科	50	100	151
	知能情報デザイン学科	50	100	152
	機械・電気電子工学科	304	288	274
	建築デザイン学科	40	80	122
	物質科学科	390	260	130
	地球資源環境学科	150	100	50
	数理・情報システム学科	300	200	100
	建築・生産設計工学科 (第3年次編入学)	24	24	12
	計	1,624	1,624	1,624
生物資源科学部	生命科学科	70	140	213
	農林生産学科	315	290	274
	環境共生科学科	70	140	213
	生物科学科	90	60	30
	生命工学科	120	80	40
	地域環境科学科 (第3年次編入学)	40	40	20
	計	840	840	835

- 5 全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度については、次の表のとおりとする。

	収容定員				
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
合計	4,976	4,976	4,959	4,942	4,930

	収容定員	
	平成35年度	平成36年度
合計	4,918	4,906

- 6 総合理工学研究科博士前期課程総合理工学専攻並びに生物資源科学研究科生物生命科学専攻、農林生産科学専攻及び環境資源科学専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 7 自然科学研究科博士前期課程、総合理工学研究科博士前期課程及び生物資源科学研究科の収容定員並びに全研究科の修士課程・博士前期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、平成3

0年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
自然科学研究科	理工学専攻	79
	環境システム科学専攻	78
	農生命科学専攻	43
	計	200
総合理工学研究科	総合理工学専攻	124
	計	124
生物資源科学研究科	生物生命科学専攻	20
	農林生産科学専攻	22
	環境資源科学専攻	18
	計	60
合計		478

附 則（平成30年3月20日一部改正）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月14日一部改正）

この学則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成30年10月4日一部改正）

この学則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成31年1月25日一部改正）

この学則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平成31年3月11日一部改正）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月15日一部改正）

この学則は、令和元年10月15日から施行する。

附 則（令和2年3月11日一部改正）

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 医学部医学科の入学定員及び医学部の収容定員並びに全学部の入学定員は、第42条の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医学部	医学科	102	102	90	90	90
	計	162	162	150	150	150
合計		1,157	1,157	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は課程	入学定員	
		令和7年度	令和8年度
医学部	医学科	90	90
	計	150	150
合計		1,145	1,145

学部	学科又は課程	収容定員				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医学部	医学科	652	652	640	628	621
	看護学科	250	240	240	240	240
	計	902	892	880	868	861

学部	学科又は課程	収容定員	
		令和7年度	令和8年度
医学部	医学科	609	597
	看護学科	240	240
	計	849	837

- 3 全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度については、次の表のとおりとする。

	収容定員				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	4,961	4,946	4,934	4,922	4,915

	収容定員	
	令和7年度	令和8年度
合計	4,903	4,891

- 4 総合理工学研究科博士後期課程総合理工学専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 自然科学研究科博士後期課程及び総合理工学研究科博士後期課程の収容定員並びに全研究科の博士後期課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、令和2年度及び令和3年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員	
		令和2年度	令和3年度
自然科学研究科	創成理工学専攻	15	30
	計	15	30
総合理工学研究科	総合理工学専攻	24	12
	計	24	12
合計		165	168

附 則（令和2年12月28日一部改正）

この学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日一部改正）

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 人文社会科学研究科法経専攻及び言語・社会文化専攻並びに教育学研究科臨床心理専攻は、第45条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 人間社会科学研究科、人文社会科学研究科及び教育学研究科の収容定員並びに全研究科の修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程の収容定員は、第47条の規定にかかわらず、令和3年度については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課	専門職学位課程

		程	
		収容定員	収容定員
人間社会科学研究所	社会創成専攻	15	—
	臨床心理学専攻	10	—
	計	25	—
人文社会科学研究所	法経専攻	6	—
	言語・社会文化専攻	6	—
	計	12	—
教育学研究所	教育実践開発専攻	—	37
	臨床心理専攻	8	—
	計	8	37
合計		45	37

附 則 (令和 年 月 日一部改正)

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部の入学生定員は、第42条の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部	医学科	102	90	90	90	90
	計	162	150	150	150	150
合計		1,157	1,145	1,145	1,145	1,145

学部	学科又は課程	入学定員
		令和9年度
医学部	医学科	90
	計	150
合計		1,145

学部	学科又は課程	収容定員				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部	医学科	652	640	633	621	609
	計	892	880	873	861	849

学部	学科又は課程	収容定員
		令和9年度
医学部	医学科	597
	計	837

- 全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度については、次の表のとおりとする。

	収容定員

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計	4,946	4,934	4,927	4,915	4,903

	収容定員
	令和9年度
合計	4,891

変更事項を記載した書類

学則変更の事由

「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について（令和3年8月16日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、令和元年度に認可を受けた臨時的な定員数を上限とした令和4年度までの1年間の再度の定員増を行うため。

学則の変更点

医学部医学科における令和4年度から1年間の再度の定員増に関して、国立大学法人島根大学管理学則の附則において、①令和4年4月1日から施行すること、②令和4年度の入学定員を再度の定員増を行った場合の102名に変更すること、③令和4年度の再度の入学定員増を踏まえて令和4年度から令和9年度までの収容定員の推移を規定する。

国立大学法人島根大学管理学則（案） 新旧規定対照表

改正規定（案）						現行規定																																																																																					
<p>【第42条関係】 （収容定員） 第42条 学部，学科等の収容定員は，次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学部名</th> <th>学科又は課程名</th> <th>入学定員</th> <th>第2年次編入学定員</th> <th>第3年次編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">医学部</td> <td>医学科</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">585</td> </tr> <tr> <td>看護学科</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">240</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">825</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">1,145</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">4,879</td> </tr> </tbody> </table>						学部名	学科又は課程名	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	医学部	医学科	90	5	5	585	看護学科	60			240	計	150	5	5	825	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	合計		1,145	5	42	4,879	<p>【第42条関係】 （収容定員） 第42条 学部，学科等の収容定員は，次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学部名</th> <th>学科又は課程名</th> <th>入学定員</th> <th>第2年次編入学定員</th> <th>第3年次編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">医学部</td> <td>医学科</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">585</td> </tr> <tr> <td>看護学科</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">240</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">825</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">1,145</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">4,879</td> </tr> </tbody> </table>						学部名	学科又は課程名	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	医学部	医学科	90	5	5	585	看護学科	60			240	計	150	5	5	825	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	合計		1,145	5	42	4,879
学部名	学科又は課程名	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																						
医学部	医学科	90	5	5	585																																																																																						
	看護学科	60			240																																																																																						
	計	150	5	5	825																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																						
合計		1,145	5	42	4,879																																																																																						
学部名	学科又は課程名	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																						
医学部	医学科	90	5	5	585																																																																																						
	看護学科	60			240																																																																																						
	計	150	5	5	825																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																						
合計		1,145	5	42	4,879																																																																																						
<p>【附則関係】 附 則</p> <p>1 この学則は，令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 医学部医学科の入学定員及び収容定員並びに全学部の入学定員は，第42条の規定にかかわらず，令和4年度から令和9年度については，次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学部</th> <th rowspan="2">学科又は課程</th> <th colspan="5">入学定員</th> </tr> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医学部</td> <td>医学科</td> <td style="text-align: center;">102</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">90</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">162</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">1,157</td> <td style="text-align: center;">1,145</td> <td style="text-align: center;">1,145</td> <td style="text-align: center;">1,145</td> <td style="text-align: center;">1,145</td> </tr> </tbody> </table>						学部	学科又は課程	入学定員					令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	医学部	医学科	102	90	90	90	90	計	162	150	150	150	150	合計		1,157	1,145	1,145	1,145	1,145																																																						
学部	学科又は課程	入学定員																																																																																									
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																																																					
医学部	医学科	102	90	90	90	90																																																																																					
	計	162	150	150	150	150																																																																																					
合計		1,157	1,145	1,145	1,145	1,145																																																																																					

改正規定 (案)

現行規定

学部	学科又は課程	入学定員
		令和9年度
医学部	医学科	90
	計	150
合計		1,145

学部	学科又は課程	収容定員				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部	医学科	652	640	633	621	609
	計	892	880	873	861	849

学部	学科又は課程	収容定員
		令和9年度
医学部	医学科	597
	計	837

3 全学部の収容定員は、第42条の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度については、次の表のとおりとする。

	収容定員				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計	4,946	4,934	4,927	4,915	4,903

合計	収容定員
	令和9年度
合計	4,981

学則変更の趣旨等を記載した書類

収容定員変更の内容

島根大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 21 年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増を、また平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009（骨太 2009）」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増を、さらに平成 23 年度に「新成長戦略」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 2 名の臨時定員増をそれぞれ実施した。この他平成 21 年度に「経済財政改革の基本方針 2008（骨太 2008）」に基づき 5 名の恒久定員増を実施した。

また、平成 29 年度を期限とする 5 名の入学定員について、平成 31 年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、平成 31 年度までの期限付き臨時定員を 12 名とした。その後、この臨時定員 12 名について、令和 2 年度から令和 3 年度まで再度の臨時定員増を行った。

今回、「地域の医師確保等の観点からの令和 4 年度医学部入学定員の増加について（令和 3 年 8 月 16 日付け 3 文科高 501 号・医政医発 0816 第 9 号）」に基づき、令和 2 年度に認可を受けた臨時的な定員数を上限とした令和 4 年度までの 1 年間の再度の定員増を行い、令和 4 年度の入学定員を定員増を行わなかった場合の 90 名から 102 名に変更する。

これにあわせて、医学科の収容定員についても令和 4 年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、定員増を行わなかった場合の 585 名から 652 名に変更する。

令和4年度
医学部入学定員増員計画

島大企広第13号
令和3年8月25日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人島根大学
学長 服部 泰直

「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について（令和3年8月16日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

<連絡先>

責任者連絡先	職名・氏名	島根大学医学部総務課長 渡部 洋二
	TEL	(0853) 20-2011
	FAX	(0853) 20-2025
	E-mail	mga-somu@office.shimane-u.ac.jp

大学名	国公立
島根大学	国立

1. 現在(令和3年度)の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
102	5	5	652

↑
(収容定員計算用)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
(ア)入学定員	102	102	102	102	102	102	612
(イ)2年次編入学定員	0	0	0	5	5	0	10
(ウ)3年次編入学定員	10	10	5	5	0	0	30
計	112	112	107	112	107	102	652

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和4年度の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
90	5	5	585

↑
(収容定員計算用)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	計
(ア)入学定員	90	90	90	90	90	90	540
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	5	5	5	5	0	0	20
計	100	100	100	100	95	90	585
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

3. 令和4年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
102	5	5	597

↑
(収容定員計算用)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	計
(ア)入学定員	102	90	90	90	90	90	552
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	5	5	5	5	0	0	20
計	112	100	100	100	95	90	597
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

増員希望人数 **12**

↑
(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増(地域枠)	12
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増(研究医枠)	0
(3) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例に伴う入学定員／編入学定員増(歯学部振替枠)	0
計	12

1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数 12

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	島根県	12
大学所在地以外の都道府県		
計		12

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R2地域枠定員 (※1)	R2貸与者数 (※2)	R3地域枠定員 (※1)	R3貸与者数 (※2)	R2とR3の貸与者数のうち多い方の数
島根県	12	16	12	18	18
					0
					0
					0
					0
計	12	16	12	18	18

(※1) 臨時定員分のみご記入ください。

(※2) 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(3) 令和4年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が講ずる措置

1-1. 地域枠学生の選抜

① 令和2年度に実施した地域枠学生の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
地域枠学校推薦型選抜	(i) 推薦入試(指定校推薦を含む)	別枠(先行型)	10	0	<p>大学入学共通テスト及び下記の個別試験を課します。</p> <p>①小論文試験: 出題された文章等に対し、主として論述式により解答を行う問題を課します。</p> <p>②面接試験: 各志願者に対して、数名の面接委員による1人20分程度を2回、計40分程度の個人面接を行います。</p>	<p>次の(1)から(10)の各号に該当し、かつ、令和3年度大学入学共通テスト(7ページに定める5教科7科目)を受験する者(本学部では、令和3年度大学入学共通テスト成績のみ利用します。)であって、志願者の出身地に最も関連の深い市町村長の意見を参考に学校長(教育施設の長)が責任を持って推薦できる者</p> <p>(1)生まれ育った地域が島根県内のへき地等(3ページ「地域枠該当市町村」に掲げる市町村)に該当し、そのへき地における医療に貢献する強い意志のある者(小中学校時代に概ね5年以上を当該へき地で生活した者も含む。)</p> <p>(2)次の①又は②のいずれかに該当する者</p> <p>①高等学校又は中等教育学校を令和2年3月に卒業した者及び令和3年3月卒業見込みの者</p> <p>②文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設を平成31年4月以降に修了した者及び令和3年3月31日までに修了見込みの者</p> <p>(3)へき地の市町村長等による面接を受けた者(4ページ「3 適性評価及び市町村長等による面接」を参照)</p> <p>(4)人物及び学習成績が優秀で、かつ、調査書の全体の評定平均値が4.1以上である者</p> <p>(5)高等学校又は中等教育学校において数学Ⅲ、数学A及び数学Bを、物理、化学及び生物のうちから2科目以上並びにコミュニケーション英語Ⅲ及び英語表現Ⅱを履修(見込みを含む。)した者</p> <p>または、文部科学省高等学校学習指導要領に定められた上記に相当する科目を履修(見込みを含む。)した者</p> <p>(6)合格した場合は、入学することを確約できる者</p> <p>(7)合格した場合は島根県の奨学金(12～14ページ「15 医学生地域医療奨学金」を参照)を受給する者</p> <p>(8)卒業後は、島根県の地域医療に貢献することを確約できる者</p> <p>(9)卒業後は、島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期研修及び専門研修を受けることを確約できる者</p> <p>(10)卒業後は、(9)の期間を含めて(7)の島根県の奨学金の返還免除規定に定める返還猶予期間内に同規定で定める期間を島根県内の指定医療機関において医療に従事することを確約できる者</p>	H21以前	

<p>緊急医師確保 対策枠学校推 薦型選抜</p>	<p>(i)推薦入試(指定校推薦を 含む)</p>	<p>別枠(先行型)</p>	<p>9</p>	<p>9</p>	<p>大学入学共通テスト及び下記の個別試験を課します。 ①小論文試験:出題された文章等に対し、主として論述式により解答を行う問題を課します。 ②面接試験:各志願者に対して、数名の面接委員による1人20分程度を2回、計40分程度の個人面接を行います。 ※緊急医師確保対策枠学校推薦型選抜島根県内枠で出願した者は、緊急医師確保対策枠学校推薦型選抜島根県内枠において合格とならなかった場合は、緊急医師確保対策枠学校推薦型選抜一般枠としての選抜の対象となります。</p>	<p>【一般枠】 次の(1)から(10)の各号に該当し、かつ、令和3年度大学入学共通テスト(7ページに定める5教科7科目)を受験する者(本学部では、令和3年度大学入学共通テスト成績のみ利用します。)であって、学校長(教育施設の長)が責任を持って推薦できる者 (1)島根県の医療に貢献する強い意志のある者 (2)次の①又は②のいずれかに該当する者 ①高等学校又は中等教育学校を令和2年3月に卒業した者及び令和3年3月卒業見込みの者 ②文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設を平成31年4月以降に修了した者及び令和3年3月31日までに修了見込みの者 (3)島根県の担当者による面接を受ける者(6ページ「3 適性評価及び島根県の担当者による面接」を参照) (4)人物及び学習成績が優秀で、かつ、調査書の全体の評定平均値が4.1以上である者 (5)高等学校又は中等教育学校において数学Ⅲ、数学A及び数学Bを、物理、化学及び生物のうちから2科目以上並びにコミュニケーション英語Ⅲ及び英語表現Ⅱを履修(見込みを含む。)した者または、文部科学省高等学校学習指導要領に定められた上記に相当する科目を履修(見込みを含む。)した者 (6)合格した場合は、入学することを確約できる者 (7)合格した場合は、島根県の奨学金(12～14ページ「15医学生地域医療奨学金」を参照)を受給する者 (8)卒業後は、島根県の地域医療に貢献することを確約できる者 (9)卒業後は、島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期研修及び専門研修を受けることを確約できる者 (10)卒業後は、(9)の期間を含めて(7)の島根県の奨学金の返還免除規定に定める返還猶予期間内に同規定で定める期間を島根県内の指定医療機関において医療に従事することを確約できる者</p> <p>【島根県内枠】 上記一般枠の出願要件に加え、次の要件を満たす者 (1)島根県内の高等学校を令和2年3月に卒業した者及び令和3年3月卒業見込みの者 ※島根県内枠の出願者は、一般枠の併願者として取り扱います。</p>	<p>H21以前</p>	
<p>一般選抜(県 内定着枠)</p>	<p>(iii)一般入試地域枠(前期・後 期)</p>	<p>別枠(区別型)</p>	<p>3</p>	<p>3</p>	<p>大学入学共通テストでは、英語、数学、理科、社会、国語において、入学後の医学部の修学に支障がないレベルの基礎学力を有しているかを評価します。 個別学力試験では、数学、英語の筆記試験を課し、これらの科目の知識、思考力、判断力、表現力を評価し、さらに面接では、医療人として必要な豊かな人間性、幅広い教養と高い倫理観、コミュニケーション能力、主体的な行動力、問題を自ら発見し解決を図る能力、情報収集能力及びチームとして協働できる能力などを評価します。 なお、県内定着枠では、卒業後は島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期及び専門研修を受けるとともに、島根県の地域医療に貢献する意欲・使命感を面接によって評価します。</p>	<p>医学部医学科「県内定着枠」に出願できる者は、令和3年度大学入学共通テスト〔本要項の「V-6入試の実施教科・科目等」(31～32ページ参照)を受験した者で、次の①から④の要件を満たす者とし、ただし、指定された教科・科目を受験していない場合は、無資格者として取り扱います。 ①高等学校又は中等教育学校を平成30年3月以降に卒業した者並びに令和3年3月卒業見込みの者 ②合格した場合は、入学することを確約できる者 ③卒業後は、島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期研修及び専門研修を受けることを確約できる者 ④入学に当たっては、島根県からの奨学金を受給し、かつ卒業後は、③の期間を含めて島根県の奨学金の返還免除規定に定める返還猶予期間内に同規定で定める期間を島根県内の指定医療機関において医療に従事することを確約できる者</p>	<p>H23</p>	

<p>学士入学(地域枠)</p>	<p>(iv) その他※備考欄に詳細を記入</p>	<p>別枠(区別型)</p>	<p>4</p>	<p>0</p>	<p>(1) 第1次選抜 ① 「筆記学力試験(大学教養教育修了程度)」を実施します。 なお、自然科学総合問題は、物理学、化学、生物学などの自然科学系の科目を出題範囲とします。 ② 論文、推薦書などの出願書類とともに総合して判定し、2年次編入学及び3年次編入学それぞれにおいて募集人員の約3.5倍を合格者とします。 (2) 第2次選抜 第1次選抜合格者に対して「面接」を実施します。出願時に提出した論文は面接の参考資料とします。</p> <p>【学士入学(2年次編入学)】 (1) 一般枠 次の1及び2の各号に該当する者 1 次の①から④のいずれかに該当する者 ① 大学を卒業した者又は令和3年3月卒業見込みの者(医学部医学科の卒業生及び在学者を除く。) ② 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者(学士(医学)の学位を授与された者を除く。) ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は令和3年3月修了見込みの者(医学部医学科の修了者及び在学者を除く。) ④ 大学校及び専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者(令和3年3月修了見込みの者を含む。) 2 出願締切日より遡って2年以内のTOEIC L&Rを受験しており、その得点が600点以上の者 (2) 地域枠 上記一般枠の出願資格に該当し、かつ、次の1および2の各号に該当する者 1 島根県内の高等学校又は高等専門学校卒業生(高等学校等在学中に島根県内に在住していたものを含む。) 2 卒業後は、島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期研修及び専門研修を受けるとともに、島根県の地域医療に貢献することを確約できる者 なお、地域枠志願者は全員一般枠の併願者となります。合格者の選抜は、地域枠を優先して行い、地域枠の合格者とならなかった場合は一般枠としての選抜の対象となります。</p> <p>【学士入学(3年次編入学)】 (1) 一般枠 次の1から3の各号に該当する者 1 次の①から④のいずれかに該当する者 ① 大学を卒業した者又は令和3年3月卒業見込みの者(医学部医学科の卒業生及び在学者を除く。) ② 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者(学士(医学)の学位を授与された者を除く。) ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は令和3年3月修了見込みの者(医学部医学科の修了者及び在学者を除く。) ④ 大学校及び専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者(令和3年3月修了見込みの者を含む。) 2 歯科医師、獣医師、薬剤師のいずれかの免許を保持する者(令和3年3月末までに取得見込みの者も含む) 3 出願締切日より遡って2年以内のTOEIC L&Rを受験しており、その得点が600点以上の者 (2) 地域枠 上記一般枠の出願資格に該当し、かつ、次の1および2の各号に該当する者 1 島根県内の高等学校又は高等専門学校卒業生(高等学校等在学中に島根県内に在住していたものを含む。) 2 卒業後は、島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期研修及び専門研修を受けるとともに、島根県の地域医療に貢献することを確約できる者 なお、地域枠志願者は全員一般枠の併願者となります。合格者の選抜は、地域枠を優先して行い、地域枠の合格者とならなかった場合は一般枠としての選抜の対象となります。</p>	<p>H21以前</p>	<p>3年次編入学:募集人数5人(うち地域枠2人以内) 2年次編入学:募集人数5人(うち地域枠2人以内)</p>
<p>合計</p>			<p>26</p>	<p>12</p>			

(※1) 貴大学の学生募集要項の事項をそのままご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②令和3年度に実施する地域枠学生の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
地域枠学校推薦型選抜	(i)推薦入試(指定校推薦を含む)	別枠(先行型)	10	0	<p>大学入学共通テスト及び下記の個別試験を課します。</p> <p>①小論文試験:出題された文章等に対し、主として論述式により解答を行う問題を課します。</p> <p>②面接試験:各志願者に対して、数名の面接委員による1人20分程度を2回、計40分程度の個人面接を行います。</p>	<p>次の(1)から(10)の各号に該当し、かつ、令和4年度大学入学共通テスト(6ページに定める5教科7科目)を受験する者(本学部では、令和4年度大学入学共通テスト成績のみ利用します。)であって、志願者の出身地に最も関連の深い市町村長の意見を参考に学校長(教育施設の長)が責任を持って推薦できる者</p> <p>(1)生まれ育った地域が島根県内のへき地等(3ページ「地域枠該当市町村」に掲げる市町村)に該当し、その地域における医療に貢献する強い意志のある者(小中学校時代に概ね5年以上を当該地域で生活した者も含む。)</p> <p>(2)次の①又は②のいずれかに該当する者</p> <p>① 高等学校又は中等教育学校を令和3年3月に卒業した者及び令和4年3月卒業見込みの者</p> <p>② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設を令和2年4月以降に修了した者及び令和4年3月31日までに修了見込みの者</p> <p>(3)本学指定の島根県内医療機関(5ページ(4)医療体験活動実施医療機関)が実施する、オンラインでの医療体験活動(以下「医療体験活動」という。)に参加し、市町村長等による面接を受けた者(3ページ「3医療体験活動及び市町村長等による面接」)</p> <p>(4)人物及び学習成績が優秀で、かつ、調査書の全体の評定平均値が4.1以上である者</p> <p>(5)高等学校又は中等教育学校において数学Ⅲ、数学A及び数学Bを、物理、化学及び生物のうちから2科目以上並びにコミュニケーション英語Ⅲ及び英語表現Ⅱを履修(見込みを含む。)した者</p> <p>または、文部科学省高等学校学習指導要領に定められた上記に相当する科目を履修(見込みを含む。)した者</p> <p>(6)合格した場合は、入学することを確約できる者</p> <p>(7)合格した場合は島根県の奨学金(11～12ページ「16 医学生地域医療奨学金」を参照)を受給する者</p> <p>(8)卒業後は、島根県の地域医療に貢献することを確約できる者</p> <p>(9)卒業後は、島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期研修及び専門研修を受けることを確約できる者</p> <p>(10)卒業後は、医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、(9)の期間を含めて9年間キャリア形成プログラムで規定する指定医療機関(うち4年以上は特定地域医療機関)(13ページ「主な指定医療機関及び特定地域医療機関」を参照)で医師の業務に従事することを確約できる者</p>	H21以前	

<p>緊急医師確保 対策枠学校推 薦型選抜</p>	<p>(i) 推薦入試(指定校推薦を 含む)</p>	<p>別枠(先行型)</p>	<p>9</p>	<p>9</p>	<p>大学入学共通テスト及び下記の個別試験を課します。 ①小論文試験: 出題された文章等に対し、主として論述式 により解答を行う問題を課します。 ②面接試験: 各志願者に対して、数名の面接委員による1 人20分程度を2回、計40分程度の個人面接を行います。 ※緊急医師確保対策枠学校推薦型選抜島根県内枠で出 願した者は、緊急医師確保対策枠学校推薦型選抜島根 県内枠において合格とならなかった場合は、緊急医師確 保対策枠学校推薦型選抜一般枠としての選抜の対象とな ります。</p>	<p>【一般枠】 次の1から10の各号に該当し、かつ、令和4年度大学入学共通テスト 〔下記(入試方法)に定める5教科7科目〕を受験する者であって、学校 長(教育施設の長)が責任をもって推薦できる者 1 島根県の医療に貢献する強い意志のある者 2 次の①又は②のいずれかに該当する者 ① 高等学校又は中等教育学校を令和3年3月に卒業した者及び令和 4年3月卒業見込みの者 ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程 を有するものとして認定又は指定した在外教育施設を令和2年4月以 降に修了した者及び令和4年3月31日までに修了見込みの者 3 本学が指定する島根県内の医療機関で適正評価を受け、島根県 の担当者による面接を受ける者 4 人物及び学習成績が優秀で、かつ、調査書の全体の評定平均値 が4.1以上である者 5 高等学校又は中等教育学校において数学Ⅲ、数学A及び数学B を、物理、化学及び生物のうちから2科目以上並びにコミュニケーション 英語Ⅲ、英語表現Ⅱを履修(見込みを含む。)した者 または、文部科学省高等学校学習指導要領に定められた上記に相当 する科目を履修(見込みを含む。)した者 6 合格した場合は、入学することを確約できる者 7 合格した場合は、島根県の奨学金を受給する者 8 卒業後は、島根県の地域医療に貢献することを確約できる者 9 卒業後は、島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨 床研修プログラムにより初期研修及び専門研修を受けることを確約で きる者 10 卒業後は、9の期間を含めて7の島根県の奨学金の返還免除規 定に定める返還猶予期間内に同規定で定める期間を島根県内の指定 医療機関において医療に従事することを確約できる者 【島根県内枠】 上記の【一般枠】の出願要件に加え、次の要件を満たす者 1 島根県内の高等学校を令和3年3月に卒業した者及び令和4年3 月卒業見込みの者 ※島根県内枠の出願者は、一般枠の併願者として取り扱います</p>	<p>H21以前</p>	
<p>一般選抜(県 内定着枠)</p>	<p>(iii) 一般入試地域枠(前期・後 期)</p>	<p>別枠(区別型)</p>	<p>3</p>	<p>3</p>	<p>大学入学共通テストでは、英語、数学、理科、社会、国語 において、入学後の医学部の修学に支障がないレベルの 基礎学力を有しているかを評価します。 個別学力試験では、数学、英語の筆記試験を課し、これ らの科目の知識、思考力、判断力、表現力を評価し、さら に面接では、医療人として必要な豊かな人間性、幅広い 教養と高い倫理観、コミュニケーション能力、主体的な行 動力、問題を自ら発見し解決を図る能力、情報収集能力 及びチームとして協働できる能力などを評価します。 なお、県内定着枠では、卒業後は島根大学医学部附属 病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより 初期及び専門研修を受けるとともに、島根県の地域医療 に貢献する意欲・使命感を面接によって評価します。</p>	<p>医学部医学科「県内定着枠」に出願できる者は、令和4年度大学入学 共通テスト〔本要項の「Ⅲ5入試の実施教科・科目等」(27～28ページ) 参照〕を受験した者で、次の①から④の要件を満たす者とします。ただし、 指定された教科・科目を受験していない場合は、無資格者として取り 扱います。 ① 高等学校又は中等教育学校を平成31年3月以降に卒業した者並び に令和4年3月卒業見込みの者 ② 合格した場合は、入学することを確約できる者 ③ 合格した場合は、島根県の奨学金を受給する者 ④ 卒業後は、島根県の地域医療に貢献することを確約できる者 ⑤ 卒業後は、島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨 床研修プログラムにより初期研修及び専門研修を受けることを確約で きる者 ⑥ 卒業後は、⑤の期間を含めて島根県の奨学金の返還免除規定に 定める返還猶予期間内に同規定で定める期間を島根県内の指定医療 機関において医療に従事することを確約できる者 ※出願資格の記載内容は変更になることがあります。詳細は学生募 集要項(11月下旬公表予定)を必ずご確認ください。</p>	<p>H23</p>	

<p>学士入学(地域枠)</p>	<p>(iv) その他※備考欄に詳細を記入</p>	<p>別枠(区別型)</p>	<p>4</p>	<p>0</p>	<p>(1) 第1次選抜 ① 「筆記学力試験(大学教養教育修了程度)」を実施します。 なお、自然科学総合問題は、物理学、化学、生物学などの自然科学系の科目を出題範囲とします。 ② 論文、推薦書などの出願書類とともに総合して判定し、2年次編入学及び3年次編入学それぞれにおいて募集人員の約3.5倍を合格者とします。 (2) 第2次選抜 第1次選抜合格者に対して「面接」を実施します。出願時に提出した論文は面接の参考資料とします。</p>	<p>【学士入学(2年次編入学)】 出願資格 (1) 一般枠 次の1及び2の各号に該当する者 1 次の①から④のいずれかに該当する者 ① 大学を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者(医学部医学科の卒業生及び在学者を除く。) ② 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者(学士(医学)の学位を授与された者を除く。) ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は令和4年3月修了見込みの者(医学部 医学科の修了者及び在学者を除く。) ④ 大学校及び専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者(令和4年3月修了見込みの者を含む。) 2 出願締切日より遡って2年以内のTOEIC L&Rを受験しており、その得点が600点以上の者 (2) 地域枠 上記一般枠の出願資格に該当し、かつ、次の1および2の各号に該当する者 1 島根県内の高等学校又は高等専門学校卒業生(高等学校等在学中に島根県内に在住していたものを含む。) 2 卒業後は、島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期研修及び専門研修を受けるとともに、島根県の地域医療に貢献することを確約できる者 なお、地域枠志願者は全員一般枠の併願者とします。合格者の選抜は、地域枠を優先して行い、地域枠の合格者とならなかった場合は一般枠としての選抜の対象となります。 【学士入学(3年次編入学)】 出願資格 (1) 一般枠 次の1から3の各号に該当する者 1 次の①から④のいずれかに該当する者 ① 大学を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者(医学部医学科の卒業生及び在学者を除く。) ② 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者(学士(医学)の学位を授与された者を除く。) ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は令和4年3月修了見込みの者(医学部医学科の修了者及び在学者を除く。) ④ 大学校及び専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者(令和4年3月修了見込みの者を含む。) 2 歯科医師、獣医師、薬剤師のいずれかの免許を保持する者(令和4年3月末までに取得見込みの者も含む) 3 出願締切日より遡って2年以内のTOEIC L&Rを受験しており、その得点が600点以上の者 (2) 地域枠 上記一般枠の出願資格に該当し、かつ、次の1および2の各号に該当する者 1 島根県内の高等学校又は高等専門学校卒業生(高等学校等在学中に島根県内に在住していたものを含む。) 2 卒業後は、島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期研修及び専門研修を受けるとともに、島根県の地域医療に貢献することを確約できる者 なお、地域枠志願者は全員一般枠の併願者とします。合格者の選抜は、地域枠を優先して行い、地域枠の合格者とならなかった場合は一般枠としての選抜の対象となります。</p>	<p>H21以前</p>	<p>3年次編入学:募集人数5人(うち地域枠2人以内) 2年次編入学:募集人数5人(うち地域枠2人以内)</p>
<p>合計</p>			<p>26</p>	<p>12</p>				

(※1) 貴大学にて作成予定の学生募集要項の事項をそのままご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要(令和4年度)について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

1年次には、early exposureとして大学病院実習を行い、3年次には県内の地域住民の健康管理を学んでいる。4年次にはチュートリアル教育によるプライマリケアコースを行い、5年次には2週間の学外の地域医療機関での臨床実習を、6年次では4週間以上の学外の地域医療機関での臨床実習を選択科目として行っている。その他に、春季・夏季地域医療実習、学生自らが企画するフレキシブル実習等を実施しており、地域枠学生は必須となっている。現在、地域医療実習の内容の改善と期間拡大について、地域医療連絡協議会等を通じて進めている。

(参考:記入例)

1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和4年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②(過去に地域枠を設定したことがある場合)これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成18年度から医師不足地域出身者による地域枠を開始し、平成21年度から緊急医師確保対策枠、平成23年度からは県内定着枠の増員を開始し、同時期に学内に寄附講座を設置し、社団法人しまね地域医療支援センターとともに県内の医師定着に取り組んできた。現在、卒業した169名のうち138名が県内の地域医療に貢献している。

(参考:記入例)

平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■などの取組を行ってきた。令和3年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1年	早期体験実習	全員	必修	必修	実習	1	H21以前
1年	地域医療学	全員	必修	必修	講義	2	H28
3年	環境保健医学	全員	必修	必修	講義	30時	H21以前
3年	医学チュートリアル 総合診療・地域医療	全員	必修	必修	講義	30時間	H21以前
3年～4年	医学チュートリアル 環境保健医学実習	全員	必修	必修	実習	30時間	H21以前
5年	臨床実習Ⅰ	全員	必修	必修	実習	2週間	H21以前
5年～6年	臨床実習Ⅱ	全員	必修	必修	実習	4週間	H21以前
1年～6年	地域医療体験実習Ⅰ	全員	選択必修	選択	実習	20時間	H29
1年～6年	地域医療体験実習Ⅱ	全員	選択必修	選択	実習	20時間	H29

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例:○週間)	プログラムの概要(1~2行程度)	開始年度
全学年	地域医療セミ	全員	島根県との連携	通年	地域医療の魅力を伝える。	H22
全学年	ランチョンセミ	全員	島根県との連携	通年	地域医療で活躍するロールモデルを提示する。	H22

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和3年度以前から継続する取組を含む)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度
しまね地域医療支援センターの設置	大学と島根県が中心となり、県内の医療機関、自治体等と連携し、同センターを学内に設置し、若手医師の育成・定着を目的に様々な取り組みを行っている。	H24
地域医療系 寄附講座の設置	学生が地域医療に興味を持ち地域医療へのモチベーションを膨らませるため、医師としてのキャリアアップと県内で安心して働ける環境づくりを支援している。	H22
島根県医師会との共同でのキャリア講義	島根県内の医師の労働環境改善ならびに男女共同参画への取り組みについて、本学学生、島根県医師会員へ報告・講義を行っている。	H27

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。
なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定 主体	貸与人数	貸与対象	貸与額 (例:200,000)		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定 の有無	(診療科の限定がある場合) その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無(※1)			
島根県	12	新入生	100,000	10,696,800	医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、指定医療機関で臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間指定医療機関(うち4年以上は特定地域医療機関)で医師の業務に従事したとき。	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	×	×		・返還免除条件については、令和4年度の内容を記載。島根県と内容についての協議は整っており、現在、島根県において条例及び規則の改正に向けた作業中である。(令和3年度中に改正) ・貸与人数内訳 緊急医師確保対策枠(9名) 県内定着枠(3名)

(※1)○の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。(例:在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度
地域医療実習	在学生を対象に、島根県と連携し、県内地域医療機関での実習を年2回企画。実習終了後は、参加者が一堂に会する意見交換会を実施	H21以前
在学者面談	在学中は、毎年、島根県の寄附講座である地域医療支援学講座が、島根県や(一社)しまね地域医療支援センター等と密に連携しながら、学生への個別面談を実施	H22
キャリア面談	卒業後は、毎年、(一社)しまね地域医療支援センターが、島根県や本学等と密に連携しながら、地域枠医師と面談を行い、地域勤務とキャリア形成の両立を支援	H25

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

3. その他

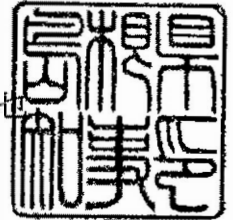
1~2に記入したもの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1~3行程度)

特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

医 第 7 3 3 号
令和 3 年 8 月 1 8 日

厚生労働省医政局長 様

島根県知事 丸山 達也



地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和 3 年 8 月 16 日付け 3 文科高第 501 号、医政発 0816 第 9 号に基づき、下記のとおり、令和 4 年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に沿って、地域枠入学者が地域に定着するよう取組を行います。

記

1 増員数

17 名

- ・島根大学医学部における地域枠：12 名
- ・鳥取大学医学部における地域枠：5 名

担当：島根県健康福祉部医療政策課

医師確保対策室

主任 山根卓也

電話番号：0852-22-5251

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	ハツリ ヤスナオ 服部 泰直 <平成27年4月>		理学博士		島根大学 学長 <平成27.4～令和6.3>

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。